

第24回
会津美里町農業委員会定例総会

令和4年11月18日 金曜日 14時00分

会津美里町役場本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第24回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和4年11月18日 金曜日 14時00分～14時45分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
		5番 野中 充
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
		8番 福田 真実
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間舩 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
	推進委員 眞部 剛	
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 山田 幸市
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 10名出席／12名	
	推進委員 2名出席／9名	

4. 議事録署名人 7番 佐藤 孝夫 10番 大井 豊記

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

後藤 淳

係長

田邊 実千代

主査

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、5番 野中充 委員、8番 福田真実 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第24回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
7番 佐藤孝夫 委員、11番 大井豊記 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第85号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号10番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、穂馬字家回り6番 田で370㎡であります。申請事由は農地の交換であります。移転時期は許可日以降であり、価格は交換のため無償です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号11番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、穂馬字家回り7番 田で 343㎡であります。申請事由としては農地の交換であります。移転時期は許可日以降であり、価格は交換のため無償です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第85号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第85号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に議案第86号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号12番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は字鹿島3039番1 畑で639㎡であります。移転時期及び価格は、許可日以降で1㎡あたり8,607円となりま

す。権利を移転しようとする理由は、宅地造成であります。都市計画法の第一種中高層住居専用地域のため宅地造成が可能です。工事着工及び完成年月日は、許可日より令和5年5月30日となっております。建築物の名称及び面積は、宅地造成 624.21 m²、道路後退用地 14.79 m²です。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号 12 番について本名京子委員より報告願います。

本名委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
令和4年11月8日 午前10時から調査を行いました。出席者は、譲渡人のさん、譲受人の、申請代理人の行政書士と同事務所の、福島県会津農林事務所より、指導調整課の橋課長と岡部主査、町農業委員会より渡部委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は宅地分譲用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は周囲にコンクリートの土留めを設置し、土地は敷きならすだけであるため土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は町公共下水道に接続して排水するため、影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、北側と西側を道路、南側を学校用地と宅地、東側を宅地と隣接しているため、付近に農地はなく、農地の分断や蚕食等は発生しません。以上、ご報告いたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第86号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第86号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画【所有権移転】

議 長 次に、議案第 87 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。初めに、所有権移転について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 3 番、移転する者 〇〇〇〇。移転を受ける者 〇〇〇〇。当該農地は 富川字中川原 228 番 外 2 筆 田で 7,891 m²。富川字松ケ下 515 番 畑で 2,726 m²です。価格は、田が 10a 当たり 400,000 円で、畑が 10a 当たり 200,000 円で合意いたしました。なお、あっせん会議を開催しております。

受付番号 4 番、移転する者 〇〇〇〇、移転を受ける者 〇〇〇〇。当該農地は、富川字松ケ下 568 番 田で 300 m²です。価格は、10a 当たり 400,000 円で合意いたしました。なお、あっせん会議を開催しております。

受付番号 5 番、移転する者 〇〇〇〇、移転を受ける者 〇〇〇〇。当該農地は富川字松ケ下 514 番 畑で 280 m²です。価格は、10a 当たり 200,000 円で合意いたしました。なお、あっせん会議を開催しております。以上です

議 長 説明が終わりました。本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。眞部剛委員より報告をお願いいたします。

眞部委員 受付番号 3 番、令和 4 年 10 月 25 日、会津美里町本庁舎 2 階 205 会議室においてあっせん会議を行いました。出席者は、松本吉弥委員と私、事務局次長、出し手の佐藤富男さん、受け手の 〇〇〇〇 であります。はじめに、 〇〇〇〇 から受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。さらに、 〇〇〇〇 から「地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたい。」とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、 〇〇〇〇 は旭地区等で約 18.1ha の農地について水稻と果樹の複合経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。価格につきましては、双方から話し合いとの希望があったため、妥当な額について聞き取りました。あっせん委員としても、耕地の位置、形状、今までの売買実績を考慮し、双方からの意向も確認いたしました。あっせんの結果、双方納得したため、田を 10 a 当り 400,000 円、畑を 10a 当り 200,000 円で合意に至りました。

受付番号4番、令和4年10月25日 会津美里町本庁舎2階205会議室においてあっせん会議を行いました。出席者は、松本吉弥委員と私、事務局次長、出し手の〃〃〃の代理人〃〃〃、受け手の〃〃〃であります。はじめに、〃〃〃から受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。さらに、〃〃〃から「地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたいとあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、〃〃〃は旭地区等で約18.1haの農地について水稻と果樹の複合経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。価格につきましては、双方から話し合いとの希望があったため、妥当な額について聞き取りました。あっせん委員としても、耕地の位置、形状、今までの売買実績を考慮し、双方からの意向も確認いたしました。あっせんの結果、双方納得したため、10a当り400,000円で合意に至りました。

受付番号5番、令和4年10月25日会津美里町本庁舎2階205会議室においてあっせん会議を行いました。出席者は、松本吉弥委員と私、事務局次長、出し手の〃〃〃、受け手の〃〃〃であります。はじめに、〃〃〃から、受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。さらに、〃〃〃から「地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたい。」とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、〃〃〃は旭地区等で約18.1haの農地について水稻と果樹の複合経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。価格につきましては、双方から話し合いとの希望があったため、妥当な額について聞き取りました。あっせん委員としても、耕地の位置、形状、今までの売買実績を考慮し、双方からの意向も確認いたしました。あっせんの結果、双方納得したため、10a当り200,000円で合意に至りました。以上よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりました。それでは、所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。所有権移転について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 87 号の所有権移転は、原案のとおり決定することに決しました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 続きまして、利用権について審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは質疑を求めます。

村松委員 101 番の設定期間の件、開始時期が令和 5 年 4 月 1 日と開始時期まで長いのですが、何か理由があるのでしょうか。

事務局次長 お互いの取り決めによって、年度初めからという事で設定しました。

議 長 その他質疑はございませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、利用権設定については原案のとおり決定いたします。

【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 88 号 遊休農地にかかる非農地の決定について審議いたします。事務局説明願います

事務局次長 通し番号 29、30 番、農地の所在は、赤留字鹿島 41 番 1 と 2 です。地目、面積、

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第81号から第82号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第81号については、8件の届け出がありました。詳細については、相続案件なので省略いたします。

【合意解約について】

事務局次長 報告第82号は12件であります。
受付番号47番から56番については、のコンバインの故障
と田植機等の更新時期が重なり、多大な設備投資が必要になることから、水稻事業から撤退するために合意解約したものです。受付番号57、58番については、4ページの農地交換による所有権移転のため合意解約したものです。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

大井委員 受付番号47番から56番の合意解約について、コンバインの故障という理由で納得して解約したのでしょうかけれども、今後こういったことが増えていくとなかなか難しいのかなというイメージを持ったのですがどうなのでしょう。

事務局次長 に確認したのですが、コンバインの方については今回修理が2回か
かったそうです。本格的に修理するとなれば、既にかかった金額のほかに、200万円かかるそうです。田植え機と畔塗り機は20年以上経っており、更新時期に来ているということで、水稻生産については設備投資が高額になるということで、今回解約ということになりました。大井委員のおっしゃるとおり、またこの後、同じ様なことが出てくる可能性は高いと思います。今ある機械を有効に使って採算が取れるうちは継続できるのかなというのはありますが、それ以降について、採算を考えてこのような事例は出てくる可能性はあるのかと思います。

今回の 〇〇 の件につきましては、その後の受け手は法人の方をお願いすることになっているようです。これからもこのようなことが出てくる可能性があるのですが、受け手を探して、遊休農地にならない様に次の耕作者を探していくような形を取りたいと考えております。以上です。

大井委員 今年の小作料の支払いは終わったのでしょうか。

事務局次長 今年の分は全て終わりました。

村松委員 受付番号 57 番・58 番について、合意解約して議案第 85 号にあった交換を行うということですが、〇〇 と 〇〇、〇〇 と 〇〇 がそれぞれ親子でしょうか。

事務局次長 はい。

村松委員 合意解約後に交換するとき、〇〇 は 〇〇 に移転するのに、〇〇 は 〇〇 に所有権移転するのでしょうか。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

事務局次長 〇〇 と 〇〇 については、経営移譲後 10 年以上が経過しているということで、その後 10 年間再契約することになれば、特定処分対象農地から除外されるので、経営移譲先である息子の 〇〇 が直接契約できることとなります。〇〇 と 〇〇 については、まだ経営移譲してから 10 年未満となりますので、〇〇 が直接契約することはできないということになります。同じ田の所有権移転ですが、経緯移譲から 10 年以上になれば直接契約でき、10 年未満ですと直接契約ができないのでお父様の名前で交換するという事です。

村松委員 登記はかけないのでしょうか。

事務局次長 交換後に所有者の登記をかけるかたちです。

議長 その他に質疑はございませんか。

— なしの声 —

議長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第 24 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 45 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____
(松本 吉弥)

議事録署名人 _____
(7 番 佐藤 孝夫)

議事録署名人 _____
(10 番 大井 豊記)